

局長（石川常太郎君） 福祉センターは四十四年ということでなく、議
 会の承認を以て下り消防署が順調に進んで場合に四十四年に
 着手するものかという点でございまして四十五年より開建
 するかどうかと考へております。それから敷居住宅の件でござ
 いまして仮場側というところでもよく調査したところではあり
 ましたと思っております。私の答弁を終ります。

助役 森田幸造君） 青少年問題協議会でございますが協議会そのものの性格はどうかと申し示すと大切は青少年協やれ自体といふことしては比較とかあるいは青少年問題の推進等にあることの立案等を中心に考へるようは条例のほうに私ども了解いたしてあり示す。 従い示して青少年協の構成員であり示す地区の委員さんあるいは婦人会、青年団、社会教育、児童保護等の委員の方に好する補助等を含めて総合的に実施いたし示さんとその効果の發揮は不全とは考へられ示せんの、地財法もあり示したことでござい示すので財源等十分勘案のう之有機的に示下総合的の運営がござるよう青少年協やれ自体に

好する補助金よりもむしろその構成である、そして実施の任にあたりたりする補助金の増額等を考えて効果のあがるようにつとめるようにしたいと考へるものでございします。

子九番(高張 諸君) 下下り子の容弁で奥の任にあたりあると
申し子一下がそれほ低さしている人ですか、それほ地区委員
をさしているのか、あるいは個人をさしているのか、

助役 森田幸造君 四区委員ばかりでござい子さん。例之以見重
委員さんおられまして、交通を担当していらっしゃる方もおられまして
グループに多数の種類の方がいらっしゃると思ひます。

二十九番(高浪 忠君) 先程教育長にお尋ねした通りですが、青空
問題協議会とは本会を閉じたということをおっしゃいますか、
本会というのば協議会をさすのか、八月に閉じたというのば常任
委員会をさしているのか、その点お願ひいたします。

蔵直長（藤崎俊天君）八月に開いたのは協議会で、役員会ではござ
 いません。……（「いや開きたくない、私には通知がつかない」と
 いう者あり）（開きにくい「開きにくい」という者あり）

十九番(高根雄居) せめがばおぼ了解いたしきこと以上一般質問
を怒ります。

議長(田村匡雄居) 暫時休憩いたします。

十八時七分休憩

十八時十分開議

議長(田村匡雄居) 休憩中に引き続き会議を開きます。

議長(田村匡雄居) 一般質問を讀みます。つぎに二番松本議員

よりお願いいたします。

(二番松本平九郎居登壇)

ニ番(松本平九郎居) 二番松本でございます。一般質問におき

まして三点ほど所長に質問したいと思ひます。

第一点は道路でございます。自治会館から柳屋住宅、
柳屋住宅を通りまして八高線に沿う能川にいく道路でございます
すが、これができるとかできなかりかという話ですが、議会ではもう
決まっております。防犯上の関係で、そういうことを実行が遅れたとい
うことですが、最近ではこれが確実に決まるといふ話を聞い

ておりますので本議会におきましてこれが何月頃までにでき
るのかその点を所長に明確にお話しいてもらいたいというところが

第一点。それから福生町の道路に於いてまだ非常に横道に
つたりするところの所道で穴があつたりする所がありますので
まだ雨が降る日には長靴をはかなければ通れない所がある。ど
うなるとも正月前に砂利を敷くとかまだは修理という方法でや
るのかどうか、予算との関係も是非正月頃は所長として一月も
穴かす二つの大きな道路でございますのでその点の補修はやる
のかどうか、私としてはやもらいたいという要望ござ
います。二番が二点でございます。

それから第三点として福生町の発展とともに今後非常に開発が
行なわれると思ひます。下の所とか福生駅東にはかきうーた田
題が今後たくさん出てくると思ひますが、今のところのうちに例え
ば美平のところに後に大きく福根を築くという方法でなく事業の
にやういふことのほいように処置すると同時にこれが案かにかく
に準備等を不全にやもらいたいというところから所長の答弁を

お願いいたす。以上の三点に於いてご答弁をお願いいたします。
(市長石川常太郎居登壇)

○市長(石川常太郎居) 松本議員さんのご質問にご答弁申しあげます。
才一氏はご指摘のとおりでございます。そして議会の協力をお願いいたす。
そして防犯予算がつきまわすに内示がございまして十二月
中にも着工いたすつもりでございますが、先日設計の点
に防犯とくく三下都合があったわけでございますが大体お
りあいがつきまわすのでござるだけ早くやりたいと思っております。

この点につきましては後刻担当課長より詳しくご説明申しあ
げます。あの悪路の正月祭の補修でございますが、二枚につき
ましては担当課長よりご説明申しあげますが、私どもといた
してはもうござるだけ補修をいたしたいつもりでございます。
ほか少々話は一は早いのですけれども本月上旬の一般会計予算が
ご議決をいただきます。下はローラーを輸入いたしましてま
少の事は予めめに役場におきいたすようお考えをもちます。
わけでございます。三番目の下の所、東に等における開発



についで将来に禍根を残さないようにという点、これはご最も
なことでございまして、私どもで準備をいたしましてお話し合
いをする分にはして下から盛り上げるようにやりたいと思つて
あるのですけれども、ご要望は十分に聞き、全部が満た
されるや否やはこればかりでせんが、各人から十分にご要望
をいただきます。ゆえにねる最終決定をいたしたりと考へ
てあるわけでございます。おびんともよろしくお願いいたしま
す。以上箇單でございますが答弁をいたします。

○土木課長兼市画課長(森田 猛君) それでは私の方から松本
議員さんに答えるご質問にお答えいたします。松本議員さ
んがおっしゃいますのは百九十一号線でございます。通称工事名
を防犯道路と称してあります。これにつきましては当初防犯
工事の関係がございまして、これが決定になります。正式は文
書に於て通知があるわけでございます。そこで現在設計が
終りましてきこう係が防犯に併せてありますので、そちらに
すくく三日のうちにやります。という通知がくるわけござ



いすすか、この百九十一号線につき、予ては同じく防犯灯の補
助金をもち予て水道の導水管埋設という関係もあるわけが
ございましてそれと平行に予て水道課と話し合ひまして
工事の施行をほくらなければならぬわけがございします。
暮れに入りまして工事関係につき予ては警察のオと協議
いたすわけがございしますが、年末につき予ては大体警察の
オでば十二月二十日予てというふうな文書が参りありますが、
この点につき予ては元の警察とよく協議してやめという二とで
ございします。決定オ警察のオに関係書類を回し予て実
際に現状を見ていろいろオ法等につけて検討するわけがございま
す。二期といふ予ては水道の導水管の埋設、マンホールの
埋設もございすすけれども一応三月三十日予てにおき予て良
道路を完成し予てと考えております。

これにつき予ては防犯灯も一応了解をいたしてありますので
二期等は長くはりますすが三月三十日予てにやりたいと思つてお
ります。入札につき予ては近々のうちにござる見込みがござ



います。砂利等の件がございすすが当初予算におき予て
砂利代として十万円、補正一号で三十一日、合計百十万円を
お願ひしてあるわけがございすすが今年の長雨等により予て
舗装道路が非常にだみ予てと修理にたいが使ひ予てたので現
在砂利を買い予算がはいりわけがございすす、今度の一般会計
補正予算に百十万円ばかりお願ひいたし予て二れが議決した
でございすすけれどもその補修に予決した予て、予ては一
一等の購入もございすすのでそれ等と勘案したし予てでござ
るわけ人員等の件もございすすがござるわけ早くやりたいと考
えております。

ニ番（松本平九郎君）大体百九十一号線は三月三十日までと
いうふうに理解してよろしいのですか（はい、そうです）と
いう有（あり）……それから補修も本議会が予算が通り予
てにらでござるというふうに解釈してよろしいのですか……は
いという有（あり）……了解いたしました。……
議長（田村匡雄君）つぎに二十一番下議員よりお願ひいたします。

(二十一番 大沼秀伍君登壇)

三十一番(大沼秀伍君) 二指名に示り示して一般質問をやらせていただき下
さす。

私は広域行政の問題とそれから区画整理についてこの二点を骨
子として市長ほうびに関係者のご意見を伺いたいと思っております。
五ノ広域行政についてでございますが、当議会におきましては
県行政特別委員会が設置され示して私も微力なほうございます
が副委員長としてやらせていただいておりますのでございしますが、私が
取立て三ノ広域行政の問題につき示して質問いたしますことは
皆さんもご承知のとおり日本経済の変動等により示して財政の
硬直化が論議され、その影響とみられる自治省が去る工場の工
日に発表された示して特別交付金をほうびに地方債の配分について
地方中堅都市の育成を打ち出してあります。

それには人にも五ノから五ノ十位の都市であつて特別交付金ある
地方債のめぐを下方に増額するといふ内容でございます。

自治省のその一に中堅都市の育成のねらいは、一、中堅都市

と周辺市町村を有機的に連絡するための道路整備、二周辺市
町村の住民の生活水準、三文化水準を引き上げるための施設設
の整備、三、地方の産業発展のための基盤の整備等であり
す。私が後述すべき市街地開発による区画整理の実施の概
は申すまでもないこととございす。が周辺市町村に呼びかけ、こ
れが指定を受けるほうは国の財政援助による所の発展は期し
て待つべきものがあるかと考へるものでございす。

これに示して市長の所信を伺いたいと思ひます。

つぎに区画整理についてご質問いたします。首都圏整備法に
基づき青梅、羽村、福生地区が開発区域に指定され、昭和
三十四年から昭和五十年までに近代的な市街地を造る計画の
もとに約千四百三十ヘクタール、四百三十二万坪の広大な区域が
指定されてあることは皆さんもご承知のことだと思ひます。

その開発事業が一期、二期、三期にわけられ、五カ年計画で
実施段階に入っておりますが、私が市長に質問申したい
ことは二期、三期区画整理の構想について、加美地区の奥

新計画に付いてでございます。

私が広域行政と関係があると申しましたのは開発地域の協同事業性があるからであります。第一期計画における三十六年から四十二年に於て青梅市の周辺周辺、羽村町の青梅線以南東及びほぼ見込をみておるのでございますが、当福生町は武蔵野台地区におきば青梅線以西の地区はようやく二、三からでございます。福生町の第一期計画が加美平二十坪、武蔵野台十二坪、計三十二坪であります。この中に合子れる青梅線以西の加美地区については今大多數の反対者おられるのでございしますが、町長はしばしば実施を言明しておられるが審議会で決定した実施計画を承りたい。またこの二とにつきまして説明はらばに要望するものであります。

一、先般の審議会におきき委員はらばにいふ社から反対者との話し合いを要望されておりますがその話し合いをやういふのか子下につまらぬ所であるか。

二、測量の期間が五月三十日までとほそおるようですがそのお

うは長い期間がどうかというわけでは要であるのか。

三、いふ開費同様が反対者から町長宛に出されておるようですがその回答はお出しにいたしましたか、その開費同様を本議会に公開されたかと思ふのでございます。

四、万一強制収用も考へられるが町の収用委員会の予読さほどの子うは時点で行なわれるのか、また補償価格の決定は収用委員会の採決の時点であるのか、それとも事業認定の時点であるのか説明願いたい。

五、今後反対者と話し合ひをやる意思があるかどうか。私は去る四十年十月の第三回定例議会におきましてこの問題について質問したところであるのでございますが、その間理事者の努力のあとがみられたいことは私は非常に遺憾に思う次第でございます。私のこれらの質問が杞憂に終れば幸ひでございます。子にやれを念じておるものでございします。

私が調査し子下二、三の例を参考までに申しあげてみたいと思ひます。羽田市の地主地区は四十年八月に認可を得た

から反対者が前知事を相手として目下行政訴訟を起しているところでございます。高田寺取手では環状七号線を含めた区画整理が反対のため実現ができません。環状七号線は買収できませんが区画整理は実現できるものにしております。また田端駅周辺におきましては都が反対を押し切ら強行し、完成後都が行政裁判で破れている例があります。そのために後々その土地を買いたいという事例があるところでございます。区画整理に限らず国のやる開発事業、例えは現在問題にしております成田空港のことであるいは防犯官の三サイクル開発基地のこと、都道庁県において道路手には都管用地にありても計画しておりまして例は五号線のことでございます。それは個人財産法にも既得権の侵害という法律に認められた個人権利があるからだろうと思うのでございします。福生市が財産法から開放され周辺市町村との協同開発にまつ市街地の発展のためにはどうしてもやらなければならぬい區画整理でございます。経済の変動と物価の上昇により遅れれば遅れるほど事業費がかさんで国費、あるいは都費、市費を浪費し

長官押入

なければならぬのであります。……（そのとおりという者あり）

……加美地区の反対者の話し合いに努力を傾け、田舎に早期促進されることを強く要望するものであります。最後にオ二期、オ三期計画についで市長の構想をお聞きしたいと思うのでございします。オ二期は新都市建設公社の事業概況のプリントを拝見いたしました。加美地区で現在問題になっている青梅線以西および内蔵野の六本下地域である下の環、田んぼ地区も含み込めておるようですが田んぼ地区は組合化行にほそあるようでございますが、オ二期開発計画であるのかどうか、そのように了解してよろしいかどうか、また青梅線以西がオ二期に含まれているのか、計画の進行状況等についでおめくりでございます。説明願いたいと思ひます。以上で私の質問を終るものでございします。市長はらびに関係課長から明確な回答を要望します。

（市長 石川常太郎君登壇）

市長 石川常太郎君（下町議員さんの質問に答えておる之中）あげます。この行政についでいつも申し上げておりましたとおり、やはり相手があつたといふと答えております。やはり相手の身には



一、之で全部一度に交換地の指定がなされればよいわけですが面積もございするでこれを別に分けまして、オ一次、オ二次、オ三次、オ四次と予定を立てておりますのでやうした関係として測量期間が長くはなるといふこととございします。それをもちまして一応交換地の決定をみまして交換地に指定という段階でございするのを長くはなすわけとございします。

それからもう一様、反対者の方の強制収用というところがあるわけですが、又画整理法におきましては収用法とはよくいわれる又画整理法におきましては収用法とよくいわれる言葉であります。直接施行というところにあります。収用法とは関係が有りわけなつています。

一、之で直接施行とございしますけれども、又画整理法オ百三十三条におきましてこの交換地の指定を行ふた場合には政令の定めるところにありましては答を報告するといふことにございします。一、この答の効力の発生とございしますけれども報告して十日を過ぎればその効力が発生するといふことと



この百三十三条の二項にあるわけとございしてこの法的手段をいふとどうなるといふかと存じます。

三上番(大塚秀伍君) 下でいふ市長はらに關係者から答弁があるわけですが、あつたり満足のない回答は得られなかつたか、あるいは問題が下すわけにいかうかういふこととてかどうなるといふところとてか了解できるのですか、例えは話し合ひをやうと思つてもそれが前進がみられたいといふやうに話し合ひのやりかた、先般の審議会委員の時から私は直接聞いたわけですが、その話し合ひの取組からどういふ発言があつたといふこととてかどうなるといふ話し合ひのあるいは審議会委員、理事長やそのものの話し合ひは今後ある気があるのか、はいのうなればより確認したいと思ひます。

一、またいふ開會同様の内容はどういふものであるか、私はわかりたいのです。必要はないといふものの私は議員としていふわけである開會同様のところには二、三とどういふ開會とて議員諸氏にもよくそれを納得してもらい、後で出た回答にたいしてはまた収場理事長に促さるというところもございしますが一応私はその人に秘密